

資料 3

# 候補者の心得

---

令和7年8月10日執行  
印南町議会議員一般選挙  
印南町選挙管理委員会

# 目 次

1、選挙運動の期間	2
2、選挙事務所	2
3、休憩所等の禁止	4
4、選挙運動用の自動車	4
5、選挙運動用の拡声機	5
6、戸別訪問（個々面接、電話による選挙運動）	5
7、署名運動	6
8、人気投票の公表の禁止	7
9、飲食物の提供	7
10、氣勢を張る行為	9
11、連呼行為	9
12、文書図画による選挙運動	10
13、インターネットによる選挙運動	11
14、選挙運動用ポスター	13
15、通常葉書	14
16、選挙運動用ビラ	15
17、新聞広告	16
18、個人演説会（演説）	16
19、街頭演説	18
20、収入支出	20
21、出納責任者	21

# 選 挙 運 動

## 1、選挙運動の期間

選挙運動のできる期間は、原則として、立候補の届出をした日から選挙期日（投票日）の前日までです。

### 1. 選挙運動はいつからできますか。（法129条）

選挙運動は、告示の日からではなく、立候補届が有効に受理された時、すなわち候補者になった時からです。したがって、各候補者の間に立候補の時間に差があるので、各候補の選挙運動を開始することのできる時間は異なります。

### 2. いつまで選挙運動ができますか。（法129条）

選挙運動は原則として、選挙期日（投票日）の前日の午後12時までできます。ただし街頭演説及び選挙運動用自動車での連呼行為は午後8時までしかできません。

### 3. 投票の当日でも選挙運動はできますか。（法132条、法143条第5項第6項）

原則として投票日当日は、選挙運動をすることは許されませんが、次のような選挙運動についてのみ、投票日当日においても認められています。

- ① 投票所を設けた場所から300メートル以外の区域に選挙事務所を設けること。
- ② ①の選挙事務所を表示するために、その場所にポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示すること。
- ③ 選挙運動期間中に適法に掲示した選挙運動用ポスター（タブロイド型）をそのまま掲示しておくこと。
- ④ ウェブサイト等に掲載された文書図画等をそのまま表示しておくこと（更新できるのは投票日の前日まで）。

## 2、選挙事務所

選挙事務所とは、選挙運動に関する事務を取り扱う場所のことです。したがって、政党、その他政治団体の選挙対策本部などは、通常、選挙事務所ではありません。

① 選挙事務所であるかどうかということは、個々具体的な場合に応じて、実態に即して判断されます。

したがって、名称は選挙対策本部であっても、その実質が特定候補者のための選挙運動に関する事務を取り扱っているようなものは、選挙事務所と認められます。

② 選挙運動に関する事務を取り扱っているとは、ある程度継続的、かつ、総合的に各種の事務を取り扱うことをいいます。

### 1. 選挙事務所の設置及び異動（法130条）

選挙事務所を設置することができる者は、候補者又は推薦届出者に限られています。

選挙事務所を設置したとき、又はその異動があったときは、直ちに文書で選挙管理委員会に届出をしなければなりません。なお、推薦届出者が選挙事務所を設置したとき、あるいは異動したときは、その設置（異動）について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えてください。

この場合、推薦届出人が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面も必要です。選挙事務所はどこにおいても構いませんが、投票当日は、投票所を設けた場所の入口から300メートル未満（直線距離で測る）の区域にある選挙事務所は閉鎖するか、又は300メートル外区域に移転しなければなりません。この場合も異動届が必要です。

2. 選挙事務所を設置又は異動したときは、直ちに文書でそのことを選挙管理委員会に届出しなければなりません。選挙管理委員会で別に交付する「選挙事務所設置届」又は「選挙事務所異動届」の用紙により届け出てください（ただし、1日に1回しか異動できません）。

3. 設置できる選挙事務所の数（法131条）

候補者1人につき1箇所です。

① 選挙事務所には、その表示のため、次のようなものを掲示することができます。

（法143条）

- |           |  |
|-----------|--|
| (a) 種類    | ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類  |
| (b) 規格    | (A)ポスター、立札及び看板の類は縦350センチ、横100センチを超えないこと。縦を横にすることも自由です。<br>(B)ちょうちんの類は高さ85センチ、直径45センチを超えないこと。 |
| (c) 数量    | ポスター、立札、及び看板の類は通じて3以内とし、ちょうちんの類は1個に限られます。  |
| (d) 記載内容  | 全体として選挙事務所を表示するものでなければなりません。したがって、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できません。                           |
| (e) 掲示の場所 | 選挙事務所の所在地に限ります。選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。  |

Q 通常総括主宰者や出納責任者がいない場所は選挙事務所でないと考えてよいですか。

A 必ずしも総括主宰者や出納責任者がいなければならないということはありません。一定の権限を与えられた選挙運動員がいて、その場所を中心として選挙運動をしているようなときは、その場所は選挙事務所と認められます。

Q 選挙事務所が貸事務所の一室又は袋小路の奥にあるような場合は、選挙事務所の入口はどこを指しますか。

A 選挙事務所のある室又は建物の入口を指します。

### 3、休憩所等の禁止 (法133条)

休憩所等は選挙運動のために設けるものであれば、選挙運動員、労務者の用に供すること、一般選挙人のために設けることを問わず一切禁止されています。

### 4、選挙運動用の自動車 (法141条)

ここで自動車というのは、道路交通法第2条第1項第9号の規定に基づき定められたものに限り、小型自動車、乗用自動車、小型貨物自動車及び軽貨物自動車又は四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの（上面、側面、後面の全部又は一部が構造上開放されているものを除く）をいいます。なお、候補者1人について1台の使用ができます。したがって、同時に2台以上の自動車を使用することは禁止されますが、交互に小型貨物、乗用車を使用することは差し支えありません。

#### 1. 自動車を使用する手続 (法141条第5項)

主として選挙運動のために使用する自動車には立候補届出の際、選挙管理委員会から交付される表示版をその前方の外部から見やすい箇所に取り付けなければなりません。

#### 2. 自動車に掲示することができる文書図画は (法第143条第1項)

① 掲示できる文書図画はポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

② 規 格

ポスター、立札及び看板の類は縦273センチ、横73センチ（縦、横どちらに使用してもよい）以内、ちょうちんの類は高さ85センチ、直径45センチ以内。

③ 数 量

ポスター、立札、及び看板の類に制限はありませんが、規格内のものを2枚並べて1枚の看板として使用するような場合は、2枚を合わせた大きさが規格内でなければなりません。ちょうちんの類は1個に限られています。

④ 記載内容については何ら制限がありません。

#### 3. 自動車に乗車できる人数 (法第141条の2)

候補者、運転手（1人）及び選挙管理委員会から交付する乗車用腕章をつけた運動員4人以内。

#### 4. 自動車の上で選挙運動ができますか。(法第141条の3)

走行中の自動車上においては、連呼行為以外の選挙運動はいつさいできません。また、停止している自動車の上における選挙運動は許されています。なお、停止した車上で街頭演説を行う場合には、街頭演説用の標旗を掲げなければなりません。また、運転手が街頭演説を行う場合には、街頭演説用の腕章を着用しなくても構いません。

#### 5. 制限外積載の許可

乗用自動車に看板等を取りつける場合、乗車のために設けられた場所以外の場所に積載して運転する場合は、出発地の警察署長の許可を受けなければなりません。なお、選挙運動用自動車に掲示できる文書図画のうちポスター、横幕の紙、布、又はこれに類するものを材料として製作されたものを車体に貼り付け、又は巻きつける等の方法で掲示するのは

前記の積載に該当しませんので許可の必要はありません。

Q 主として選挙運動のために使用する自動車の他に、その故障等のケースにおいて使用するための予備車を用意しておくことは差し支えありませんか。また、予備車を連行することはどうですか。

A 予備車を用意しておくことは差し支えありませんが、これを連行することはできません。

Q 自動車に掲示する看板等に記載する候補者の氏名の他に「〇〇党公認」とか「〇〇党推薦」と付記することは差し支えないですか。また、「無所属」はどうですか。

A 現実にその政党に所属している限り差し支えありません。所属関係がない場合「無所属」と記載することも許されます。

Q 自動車に看板等を掲示する代わりに直接車体に記載してもよいですか。

A 規格内の枠を設けて行うときは差し支えありません。

## 5、選挙運動用の拡声機

### 1. 使用できる拡声機の数（法141条第1項）

① 常時、どこでも使用することができるのは、候補者1人につき一そろいに限られています。

② ①のほかに、個人演説会又はいわゆる幕間演説の開催中その会場において別に一そろいを使えます。同時に2箇所で開催するときも、それぞれの会場でそれぞれ一そろいを使えます。拡声機はすべて候補者が用意しなければならないわけではなく、個人演説会場に設備してあるような時は、それを使うことは差し支えありません。

### ③ 拡声機一そろいの意義

通常は、マイク1個とスピーカー1個及びこれに必要な増幅装置をいう。しかし、演説会場において1個のマイクに数個のスピーカーを使用することが認められているような場合には、マイクが1個である限り、拡声機一そろいと同様にみなされるものと考えられます。

### 2. 拡声機の使用手続は（法141条第5項）

主として選挙運動のために使用する拡声機には、立候補の届出の際、選挙管理委員会から交付される表示板を使用するその場に備えておかなければなりません。個人演説会の開催中使用する拡声機には、表示を要しません。

Q いわゆる携帯用電気メガホンは拡声機ですか。

A 電気メガホンは拡声機と解されます。

## 6、戸別訪問（個々面接、電話による選挙運動）

### 1. 戸別訪問は禁止されます。（法138条第1項）

何人も、選挙人の家を訪ねて、投票を依頼したり、又は投票を得させないように依頼す

るような行為をすることは、戸別訪問としてすべて禁止されます。戸別とは、必ずしも選挙人宅個々のみをいうものではなく、会社、工場等も含まれます。一戸しか訪問しない場合でも、二戸以上を訪問する目的をもっていたときは、戸別ということになります。また、訪問とは、必ずしも家宅中に入らなくとも、選挙人の家屋の軒先や道路などで面接すれば戸別訪問になり、また、訪問の相手方が不在であっても、あるいは、面会を拒絶された場合も訪問となります。

## 2. 戸別訪問に類似する行為も禁止されます。(法138条第2項)

戸別訪問に類似する次のような行為も戸別訪問とみなされてできません。

(イ) 選挙運動のため、戸別に、特定の候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為。

(ロ) 選挙運動のために、戸別に、演説会の開催又は演説を行うことについて告知する行為。

## 3. 個々面接は認められます。

戸別訪問に類似する行為として、個々面接がありますが、選挙期間中これは禁止されません。個々面接とは、街頭で行き会った人やバス、電車の中でたまたま出会った知人等に投票を依頼する等の行為をいいます。そのため、候補者や運動員の方からわざわざ選挙人の住居、事務所に出向いて投票を依頼する戸別訪問とは区別されます。個々面接は、その実態において個別訪問と非常にまぎらわしいですが、現行法上は禁止されていません。

## 4. 電話による選挙運動も自由です。

電話による選挙運動は一切自由です。1人1人選挙人を呼び出して投票の依頼をする行為も差し支えありません。しかし候補者、総括責任者、出納責任者等選挙運動の重要な地位をしめる人達から計画的に電話による運動を指令されたような場合は、電話料等の費用は、選挙運動費用に算入しなければならないので注意を要します。

Q 選挙人宅附近の道路上へ選挙人を呼び出して投票を依頼することはどうですか。

A 連続して2ヶ所以上の場所へ順次呼び出してこれを行えば戸別訪問となります。

Q 2人の選挙人宅へ日時を異にして訪問することはどうですか。

A 戸別訪問となります。

Q 2人以上のものが、それぞれ一戸ずつ訪問することはどうですか。

A 相互に意志を通じて行う場合は戸別訪問となります。

## 7. 署名運動

署名運動は禁止されています。(法138条の2)

何人も選挙に関し、投票を得る目的、得しめる目的又は得しめない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることは一切できません。

① 署名運動とは、一定の目的をもって多数から署名を収集する行為をいいます。

② 署名の目的。戸別訪問の場合と同様、誰々には投票しないという趣旨の署名を収集することはできません。

- ③ 署名運動を禁止される者。戸別訪問と同様、何人も禁止されています。
- ④ 署名運動の相手方は、選挙人です。選挙人でない者及び選挙区外の選挙人であってその選挙区に全然関係のないもの、又はその選挙区になんらの影響力を有しないものは含まれません。
- ⑤ 署名収集の方法については、署名簿を回覧して行う場合、又は街頭で署名を求める場合等、その方法の如何を問わず禁止されます。

## 8、人気投票の公表の禁止（法138条の3）

選挙に関する事項を動機として、公職に就くべきものを予想する人気投票の経過又は結果を公表することは禁止されています。「経過の公表」とは、人気投票の途中の成績を公表することであり、「結果の公表」とは、人気投票の最終結果を公表するものをいいます。また「公表」とは、不特定又は多数の知り得る状態におくことをいうものです。したがって、新聞紙、雑誌はもとより、ラジオ、演説、ポスター、ビラ等による公表等いっさいの方法による公表が禁止されます。

## 9、飲食物の提供

### 1. 提供できる湯茶、菓子は（法139条）

選挙運動に関して飲食物を提供することは、何人といえども、また、それがいかなる名義のものであっても原則として禁止されています（ここでいう飲食物とは何ら加工しなくとも、そのまま飲食に供し得るものをいい、料理、弁当、酒、ビール、サイダー、菓子、果物等をいう）。ただし、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供は許されています。

- ① 「湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子」とは、例えば、せんべい、まんじゅう等の、いわゆる「お茶うけ」程度のもをいうとされています。酒、ビール、サイダー、サンドイッチのようなものはもちろん菓子ではないから提供することはできませんが、菓子であっても高級菓子（例えば、デコレーションケーキのようなもの）は常識的にいって、ここにいう菓子には含まれません。みかんやりんご程度の果物等は通常用いられている菓子の類として許されます。
- ② 提供することのできる「湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子」の量及び相手方については原則として制限がありません。運動員、労務者に対してはもちろん、陣中見舞いに来た人々に提供することもよいですが、あまり多量に提供したり、一般選挙人に無制限に提供すると買収又は利益供与となることがあるので注意を要します。
- ③ お茶うけ程度の菓子を選挙運動員に提供しても、その運動員が外出して茶菓子を飲食した場合にさらに実費弁償として、選挙管理委員会が定めた額（1日1,000円）の範囲内の金額を支給することは差し支えありません。また、労務者に湯茶、菓子を提供したからといって、その実費を報酬から差し引いて支給する必要はありません。
- ④ 提供した湯茶、菓子の経費は、すべて運動費用に加算しなければなりません。また、

陣中見舞いとして果実、菓子折等を貰ったときは寄附として、さらに、これを運動員等に提供したら支出として計上しなければなりません。

## 2. 選挙事務所における弁当の提供は（法139条）

弁当は次のような制限に従って提供することができます。

- ① 立候補の届出後から選挙期日の前日までの間に運動員と労務者に対して選挙事務所で渡すものだけ提供できますが、これは、選挙事務所で食事をするための弁当及び携行するための弁当に限られています。

また、応援弁士は運動員に、運転手は労務者に含まれるから提供できますが、陣中見舞いに来た選挙人等には提供できません。

- ② 弁当の価格は、選挙管理委員会が定めた弁当料の範囲内でなければなりません。弁当料の制限額は、1食当たりの額（最高額1,500円とされる）と1日当たりの額（最高額4,500円とされる。）との2つがあるから、双方の制限に従わなければなりません。ただし、弁当は選挙事務所で食べるか、あるいは携行するために選挙事務所において提供されるものに限られるから、運動員等を飲食店、料理店等へ連れて行って弁当を提供することはできません。

- ③ 提供できる弁当の数は、候補者1人当たり45食に選挙期日の告示の日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た数の範囲内であれば、どのような配分によって提供しても自由です。ただし、1人に提供できる額は1食につき1,500円、1日につき4,500円と制限されています。なお、補充立候補した者でも同数だけ提供できます。

- ④ 運動員に弁当を提供した場合には、その者にさらに実費弁償として支給できる弁当料は、1日当たりの弁当料の制限額（選挙管理委員会が定めた額）から提供した弁当の実費を差し引いた額です。例えば、朝昼2食計3,000円の弁当を提供した場合、1日当たりの弁当料の制限額が4,500円であったとして、その運動員が夕食と夜食を自費でとったとしても4,500円と3,000円の差額の1,500円以内しか実費弁償することはできません。これを超過すれば違反となります。

- ⑤ 労務者に弁当を提供したときは、報酬からその弁当の実費を差し引いて支給しなければなりません。

- ⑥ 候補者が演説会の途中において知人宅で通常の食事をした場合等は、この禁止の違反にはならないものとされています。

Q 「飲食物の提供の禁止」は第三者が候補者に対して提供することも禁止する趣旨ですか。

A そのとおりです。

Q 選挙運動員及び労務者に対して提供する弁当について次の点をお尋ねします。

- ① いつ提供できますか。
- ② どこで提供することができますか。

A

- ① 立候補の届出をした後、選挙期日の前日までに限って提供することができます。
- ② 選挙事務所においてのみ、提供することができます。

## 10、氣勢を張る行為（法140条）

選挙運動のために氣勢を張る行為をすることは禁止されています。選挙人の耳目を集めるために、自動車を連ねたり、隊伍を組んで往來すること、また、サイレンを吹き鳴らすこと、チンドン屋を雇ってけん騒にわたる行為をしたりすることはできません。これらの行為は大衆を威圧することになり、選挙人の冷静な判断を迷わすこととなるので、これらは、氣勢を張る行為として、すべて禁止されています。

## 11、連呼行為

選挙運動のため、連呼行為をすることはできません。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む）の場所においてすることができるほか、午前8時から午後8時までの間は、選挙運動のために使用する自動車の上においてできます。

### 1. 連呼行為とは（法140条の2）

連呼行為とは「短時間に同一内容の短い文言を連続して繰り返し呼称すること」をいいます。連呼行為と演説の区別はどうかといえば、演説には、その人の政見なり抱負なりの思想がありますが、連呼行為には意味があっても思想がありません。したがって、「〇〇党 甲野太朗」の場合に限らず、「〇〇党 甲野太朗に投票願います。」等の短い文句を短時間内に反復呼称する場合も連呼行為となります。しかし、実際には、もう少し政見のようなものがいわれると考えられることから、両者の区別は具体の事例について判断されなければなりません。

### 2. 連呼行為ができるのは

- ① 個人演説会場において演説の前後又はその合間に連呼することは許されます。ただ、その会場の入口や窓から外に向かって連呼することはできません。
- ② 街頭演説の場所においても、街頭演説の前後又はその合間に連呼することができます。しかし、街頭演説を行わないで、次から次へ連呼して行くことは許されません。また、停止している自動車の上から連呼することもできます。この場合、連呼することができる者は、街頭演説用の腕章か乗車用の腕章を着けていなければなりません（候補者は、これらの腕章を着ける必要はありません）。なお、街頭演説は、午後8時から翌朝午前8時までの間は禁止されているため、街頭演説の場所においてする連呼もこの時間はできません。
- ③ 単なる演説（映画の幕間、工場の休憩時間等を利用する演説）の場所でも、同時に連呼ができます。

この演説については、時間の制限はないため、午後8時以降であっても、演説の前後又は合間に行う限り、差し支えありません。以上に述べた場合以外は、どのような場合であっても、選挙運動のための連呼は、まったくできません。これに違反して連呼をした者は処罰されます。

Q 演説会場では連呼行為をすることができますが、次の点はどうですか。

- ① 演説会場内において、歩きながら連呼行為をすることはどうですか。
- ② 演説会場で連呼行為をする場合、時間的制限はないですか。

A

- ① 会場に向かってする限りできます。
- ② 個人演説会において、その演説会の開催中に限りできます。

## 12、文書図画による選挙運動

1. 選挙運動の方法としては、特定のものを禁止するほかは自由である言論による選挙運動よりも制限が厳しくなっています。

文書による選挙運動の制限方法は言論による選挙運動の制限方法と原則が異なります。すなわち、言論によるものは特定のものを禁止するほかは、いっさい自由であるのに対し、文書図画の制限は、特に認められたもののほかは、いっさい禁止されます。

文書による選挙運動は、言論による運動に比べて、多くの費用を要し、ポスター貼りの競争が行われたり、郵便物をたくさん出したり、名刺をはじめ、多くの印刷物が配られることになると、費用も増嵩し、選挙が金によって支配されるおそれがあるからです。

ここで文書図画とは、一般的には、「物体に記載せられた意思の表示であって、文字又はこれに代わるべき符号によって表示せられたものを文書といい、象形によって表示せられたものを図画という」とされています。

- ① 材料は、紙、木、金属等、その種類を問いません。
- ② 表示の方法は、記載、印刷、彫刻、映写等、非常に広い。

選挙運動における文書図画の範囲は、社会通念上のそれよりはるかに広く、書籍、新聞、雑誌、名刺、書状、ポスター、看板、ちょうちん、プラカードはもちろん、スライド、映画、ネオンサイン、電光文字、通路に書かれた砂文字等もすべて文書図画に含まれ、さらには、壁に書かれた文字、舗道に押すスタンプ式の文字、コンピューター等のディスプレイ上の表示等も文書図画です。

文書図画は、上記の如く広範囲なものである関係上、その使用については、細心の注意が必要です。

2. どのような方法がありますか。(法142条・143条)

文書図画による選挙運動には、頒布と掲示があります。

① 頒布できるもの

通常葉書及び選挙運動用ビラを使用する他は、いっさい文書図画の頒布はできません。頒布できる通常葉書及び選挙運動用ビラは候補者1人について、次の通りの枚数で、これを超えて使用すると罰せられます。

町議会議員選挙	通常葉書	800枚
	選挙運動用ビラ	1,600枚

② 掲示できるもの

a. 選挙事務所を表示するため、その場所で使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類。(資料P3)

- b、選挙運動のために使用する自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類。(資料 P4)
- c、候補者が使用するタスキ、胸章、及び腕章の類。
- d、個人演説会場において、その演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類。
- e、公営ポスター掲示場への選挙運動用ポスターの掲示。

Q 立札、看板の材料に制限がありますか。

A 制限はありません。

Q 街頭演説の場所において候補者の政見のみを記載したビラを頒布することはどうですか。

A 町議会議員選挙ではできません。

Q 候補者が使用する、たすき、腕章及び腕章の類について次の点を伺います。

- ① 数の制限がありますか。
- ② 規格に制限がありますか。
- ③ 記載内容に制限がありますか。
- ④ 掲示できる時間や期間に制限がありますか。
- ⑤ 回覧して差し支えないですか。
- ⑥ 掲示責任者の記載はどうですか。
- ⑦ たすき、胸章及び腕章の類という場合「類」とは、どのようなものが認められますか。

A

- ①、②、③共に制限はありません。
- ④ 時間に制限はありません。選挙運動期間中（選挙期日の前日まで）行って差し支えありません。
- ⑤ 着用したままで回覧することは差し支えありません。
- ⑥ 記載の必要はありません。
- ⑦ はちまきなどです。(ハッピー、前かけのようなものは認められません)

Q 街頭演説用の標旗を掲げたまま選挙運動用自動車を走らせてよいですか。

A 差し支えありません。

Q 乗車用腕章を着用したままの運動員を乗せて走らせてよいですか。

A 差し支えありません。

### 13、インターネットによる選挙運動

文書図画による選挙運動のうち、インターネットを利用して文書図画を頒布するものについて一定の範囲で可能となっています。

#### 1. ウェブサイトを使った選挙運動（法142条の3）

ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。例えば、ホームページ、ブログ、SNS（X、Facebook 等）、動画共有サービス（YouTube 等）、動画中継サイト（YouTube の生放送等）

です。ウェブサイト等を利用する場合は、その者に直接連絡がとれるようにメールアドレス等をウェブサイト内に表示する義務があります。選挙運動ができる期間については「1、選挙運動の期間」のとおりですので、告示日前から選挙運動に係る更新等を行うと事前運動となります。候補者以外の第三者もウェブサイトによる選挙運動を行うことができますが、18歳未満の者については選挙運動自体が禁止されています。

## 2. 電子メールを使った選挙運動（法142条の4）

電子メールとは次のような方式で通信するものを言います。

- ① その全部又は一部においてシンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方式（SMTP方式）
- ② 携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式（電話番号方式）

また、電子メールを利用できるのは候補者だけです。一般の方は利用できません（候補者から送られた選挙運動用メールを転送することもできません）。ただし、XやFacebook、LINE等のメッセージ機能については電子メールではなくウェブサイトに含まれますので一般の方でも利用することができます。

電子メールを利用する際には、送信先について次のような制限があります（次の電子メール宛に送信できる）ので注意が必要です。

	送信対象者	送信対象メールアドレス
①	あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る）。	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
②	政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等）を継続的に受信している者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く）であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

なお、選挙運動用電子メールを送信する際には、次の事項を表示しておかなければなりません。

- ① 選挙運動用電子メールである旨
- ② 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称
- ③ 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨
- ④ 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

選挙運動用電子メール送信者には次のように、記録の保存義務があります。

- ① 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者に対し送信する場合には、以下の事実を証する記録を保存しておかなければなりません。
  - ・ 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと
  - ・ 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと
- ② 運動用電子メール送信者は、政治活動用電子メールの継続的な受信者に対し送信する場合には、以下の事実を証する記録を保存しておかなければなりません。
  - ・ 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと
  - ・ 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること
  - ・ 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

## 1 4、選挙運動用ポスター

### 1. ポスター掲示場設置場所

本委員会が設置する公営ポスター掲示場1カ所につき、1枚に限って掲示することができ、その他の場所には一切掲示することはできません。したがって、電柱や個人の家、塀等に掲示することはすべて違法となります。

### 2. ポスターの枚数及び規格等

- ① 前述の1のとおりポスター掲示場以外の場所には掲示できないので、使用できる枚数はポスター掲示場の数だけということになります。もっとも、貼替えをすることは自由にできますので、総使用枚数はポスター掲示場の数より多くなることもあり得ます。選挙運動用ポスターを印刷するときは、その貼替えの計画を立てたうえで、その枚数を計算する必要があります。
- ② ポスターの大きさは、長さ42センチメートル、幅30センチメートルを超えてはいけません。
- ③ 候補者は、選挙運動のために公営ポスター掲示場にポスターを掲示する場合、立候補届出の際に見本1枚を本委員会へ提出してください。

### 3. ポスターの記載内容等

記載内容について制限はありませんが、選挙運動用ポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の住所氏名（印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名）が、記載又は印刷されていなければなりません。

### 4. 掲示の方法及び開始日

- ① 候補者が掲示場にポスターを掲示する場合は、立候補の届出順位の番号と同一の番号を表示した区画内に掲示しなければなりません。
- ② ポスターの掲示開始の日は、当該選挙の期日の告示日（立候補の届出をしたとき）からとなります。

## 15、通常葉書

町議会議員選挙の場合、選挙運動のために頒布することができる選挙運動用の通常葉書は、候補者1人につき800枚です。

### 1. 葉書入手の方法（公職選挙郵便規則）

選挙運動のために使用する通常葉書は、すべて無料とされています。通常葉書を手に入れる方法は、立候補届出の際に交付される「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙期間中に日本郵便株式会社が定め、公表する郵便局（御坊郵便局）に提出して選挙用の表示をしてある官製葉書の交付を受けてください。

### 2. 私製葉書の使用は

官製葉書を用いず、私製葉書に立候補の前にあらかじめ印刷しておくことはできますから、これを差し出す場合には、その私製葉書（この場合私製葉書購入に要した費用は、選挙運動費用に計上される）を候補者用通常葉書使用証明書とともに指定された郵便局に差し出してください。郵便局では、これに選挙用の表示をしてくれます。

なお、手持ちの官製葉書に立候補の前にあらかじめ印刷しておいて、これを差し出すこともできますが、官製葉書を購入した費用は自己の負担となることに注意してください。

### 3. 葉書の使用方法は

選挙運動用の通常葉書は、候補者が使用することはもちろん、第三者に依頼して推薦状の形式で出してもらうことも差し支えなく、その記載内容についても制限はありません。したがって、政見、投票依頼はもちろん、個人演説会の開催通知のために用いても差し支えありません。また、同一世帯にいる数人の選挙人に対して連名で出すこと等、通常の使用方法による場合は差し支えありませんが、例えば、会社工場等の選挙人の多数集合していると認められるところに対し、「〇〇会社御中」とか「〇〇会社〇〇課御一同様」と記載し郵送することは、回覧、掲示等による伝達を予定しているものであり、文書の回覧、掲示の禁止に触れることとなります。2人以上の候補者が、連名で1枚の葉書を使うことも差し支えありませんが、この場合は各候補者につきそれぞれ1枚の使用と計算されるから、注意しなければなりません。

#### ① 葉書の発送

必ず郵便局の窓口へ選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出さなければなりません。葉書を郵便によらず使送によったり、あるいは路上等で選挙人に手渡す等の方法で配布することはできません。

#### ② 葉書に要する費用

郵便局から無料で交付される官製葉書を使用する場合であっても葉書の印刷費、筆耕料などは選挙運動費用に計上しなければなりません。私製葉書を使用する場合は、台紙代と印刷費と筆耕料を選挙運動費用に計上しなければなりません。

#### ③ 譲渡の禁止及び返還（法第177条）

郵便局から交付を受けた選挙運動用の通常葉書は、他人に譲渡してはなりません。また、通常葉書の交付を受けた候補者が立候補を辞退したときなどは、使用しなかった分を返還しなければなりません。

#### ④ 第三者が推薦状を出せるか

第三者が推薦状を出すことは、前述したとおり候補者の使用できる選挙運動用の通常葉書を候補者からもらって使用する限り差し支えありませんが、それ以外の文書は一切使用することはできません。

#### 4. 電報、事務連絡用の手紙は

電報によって投票を依頼することは、電報は通常葉書ではないから許されません。しかし、演説の依頼や演説会の連絡をする等の選挙事務連絡のための電報を打つことは差し支えありません。同様に、葉書や書状であっても、ただ事務連絡のために発送する場合は、文書の頒布の制限を受けないから、選挙運動用の葉書を用いる必要がありません。

事務連絡とは、選挙事務所や演説会場の借入交渉、応援弁士の依頼、開票立会人や出納責任者に就任してもらうことの交渉などをいいます。

Q 選挙運動用の通常葉書に候補者の写真を掲載することができますか。掲載文書の内容に制限はありますか。

A 写真の掲載、掲載文の内容には制限がありませんが、他の罰則にふれる事項、例えば、虚偽事項の公表、利益供与、利害誘導等の記事などを記載することはできません。

## 16、選挙運動用ビラ

### 1. 使用できるビラ

町議会議員選挙において候補者が頒布できる選挙運動用ビラは、2種類以内で、使用できる枚数は総じて1,600枚までです。なお、この選挙運動用ビラは、あらかじめ見本を添えて選挙管理委員会に届け出ておく必要があります。

### 2. ビラの規格

ビラの大きさは、長さ29.7センチ、幅21センチ(A4判)を超えてはなりません。

### 3. ビラの記載内容

ビラの記載内容に制限はなく、個人演説会の告知、政見の宣伝や、直接投票依頼の文言を記載することができます。色、紙質についても制限がありません。必須の記載事項として、頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所(印刷者が法人であるときは法人名とその所在地)をビラの表面に記載しなければなりません。

### 4. ビラには証紙を貼らなければならない

選挙運動用ビラの頒布に際しては、あらかじめ選挙管理委員会から交付された証紙を貼らなければならない。

### 5. 頒布の方法

選挙運動用ビラは、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布の方法に限られる。

## 17、新聞広告

候補者が新聞を利用して行える選挙運動は、新聞広告のみであって、それ以外は一切禁止されています。

### 1. 新聞広告の回数（法第149条）

候補者は、選挙運動期間中（立候補の届出をしたときから選挙期日の前日までの間）2回に限り、何れか1つの新聞に一定寸法で、自己の選挙運動のために広告をすることができます。いかなる新聞を選ぶかは、全く候補者の自由であるため、新聞の購読範囲、読者の階層の分布等の状況を考慮して選定する必要があります。

### 2. スペース、内容等

広告のスペースは、横9.6センチメートル、縦2段組以内であって、その場所は、記事下に限られており、色刷りは認められていません。第三者の推薦文を入れることも差し支えなく、また、写真を入れることもできます。

2人以上の候補者が共同して広告を行うことは1人分のスペースの範囲内であれば差し支えありませんが、その回数については、それぞれの候補者について1回として計算されます。

### 3. 広告の費用

自己負担であり、選挙運動費用に加算しなければなりません。この場合、料金は新聞によって違うため、運動費用の制限額とにらみ合わせた上で、新聞の選択やスペースの大きさを考えなければなりません。

### 4. 掲載の手続き

立候補受付の際「新聞広告掲載証明書」が選挙管理委員会から交付されますから、それを希望する新聞社へ広告原稿とともに提出してください。なお、新聞によっては、相当日時の余裕を持って申し込まなければ、自己の希望する日に希望する箇所に広告することができない時があるため、注意を要します。

## 18、個人演説会（演説）

### 1. 個人演説会とはどんな演説会か。（法161条から164条の4）

個人演説会とは、候補者の政見の発表、有権者に対する投票依頼等選挙運動のために、候補者個人が開催する演説会です。個人が主体となり、聴衆を参集させた上で演説するという点で単なる「演説」とは区別されます。

### 2. 個人演説会は何回でも開催できますか。

制限はありません。

### 3. 個人演説会では候補者はもとより、候補者以外のものでも演説することができます。候補者の主催である場合に、候補者が演説しないで他の者だけが演説することもできます。また、テープレコーダー等の録音装置を使用して、不在の候補者や応援者の演説を聞かせることも差し支えありません。要するに、演説者については候補者の選挙運動のための演説である限り何ら制限がありません。

#### 4. 個人演説会の施設は（法161条、法161条の2、法164条）

個人演説会は、①公営施設使用の個人演説会と、②その他の施設使用の個人演説会とに区別されます。

##### ① 公営施設使用の個人演説会

使用できる施設は、学校、公民館及び選挙管理委員会の指定する施設です。これらの施設については、その管理者が演説会の開催に必要な設備（照明設備、演壇、聴衆席等）をすることになっており、また、その施設の使用については、候補者1人について、同一施設ごとに1回に限り無料です。したがって、2回目からは、あらかじめ費用を納付しなければ使用することはできません。施設の管理者が備える設備の他に、その承諾を得た上で、候補者の自己の負担において他の必要な設備をすることは差し支えないものとされています。ただし、施設の使用時間は、無料の場合も有料の場合も1回について5時間以内とされているので、注意を要します。

##### ② その他の施設使用の個人演説会

候補者は、公営施設以外の施設を使用して、個人演説会を開催することができます。例えば、個人の居住している所、神社、寺院などです。①と異なり、1回当たり使用時間の制限はありません。

#### 5. 個人演説会開催の手続きは（法163条）

##### ① 公営施設の場合

候補者が公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合には、

- a、開催予定日2日前までに、
- b、使用しようとする施設、開催予定日時、候補者氏名を「個人演説会開催申出書」に記入して、
- c、選挙管理委員会に申し込む。

② 公営施設以外の施設利用の場合は、選挙管理委員会への手続を要せず自由に開催できます。

#### 6. 個人演説会の周知は候補者が行う。

個人演説会開催の周知は、候補者が行わなければなりません。

周知の方法としては、一般選挙運動として認められている選挙運動用の通常葉書によつてする方法のほか、街頭演説などの機会を利用して口頭で選挙人に周知することもできます。なお、戸別に演説会のあることを周知すると戸別訪問とみなされ選挙運動の制限違反となります。

#### 7. 演説会場で掲示できる文書図画は（法143条）

個人演説会においてその演説会の開催中、会場の内部ではポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができ、数及び大きさの制限はありません（ちょうちんは除く）。会場外ではポスター、立札及び看板類を通じて2個、ちょうちんは1会場につき1個（会場内にちょうちんを掲示した場合は、会場外には掲示できない）に限られます。会場外に設置する場合の大きさの規格は、ポスター、立札及び看板は縦273センチメートル、横73センチメートル以内、ちょうちん（内外不問）は高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内です。なお、会場外とは、演説会場である施設の外側を指すもので

あって、実際には会場の入口、建物の外側、外廻りの塀をいうものと解されています。前述の文書図画には、その表面に掲示する者の氏名、住所を記載しなければなりません。

8. 会場内部において、映写等の利用が可能です。

演説会場内において、候補者のウェブサイトを見たり、動画を流したりすることが可能です。

9. 個人演説会で連呼できるか。(法140条の2)

連呼は原則として禁止されていますが、個人演説会では許されています。

「個人演説会場において」とは、会場内で聴衆に向かってという意味であるから、窓や入口から外に向かって連呼することはできません。

Q 個人演説会を同時刻に2カ所以上行うことができますか。

A 個人演説会の開催手続を取ればできます。

## 19、街頭演説

1. 街頭演説とは(法164条の5)

街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所(例えば、公園、空地等)で多数の人々に向かってする選挙運動のための演説をいいます。演説者が街頭にでていることは要件ではなく、屋内から街頭に向かって行う演説(例えば、選挙事務所から道を通る人々に向かって行う演説等)も街頭演説となるため注意を要します。

2. 街頭演説は止まって標旗の下で(法164条の5第1項)

街頭演説を行うためには必ず選挙管理委員会が交付する標旗を掲げなければなりません。これを掲げていないと違反となります。また、演説者は、必ずその場所に止まっていなければならないこととされていますので、標旗を掲げた街頭演説の場所として、常識的に認められる程度の範囲外に移動することは許されません。したがって、道路を歩行しながらする演説や、走行する自動車や自転車の上からする演説は、いわゆる「流し演説」となり禁止されています。

3. 標旗は選挙管理委員会から交付される。(法164条の5第3項)

標旗は立候補届出の際に、選挙管理委員会から候補者1人について1本だけ交付されます。紛失したり破損したりしないように注意しなければなりません。紛失又は破損した場合の処置については、選挙管理委員会の規定で定められていますので、お問い合わせください。

4. 運動員の人数には制限がある。(法164条の7)

街頭演説においては選挙運動に従事する者は、候補者1人について15人を超えてはいけません。

5. 運動員は腕章を着けなければなりません。(法164条の7)

街頭演説において選挙運動に従事する者は、腕章を着けなければなりません。この腕章は立候補の届出の際、選挙管理委員会から交付されますが、選挙運動用自動車に乗車することのできるものが着用すべき乗車用腕章(一候補者につき4枚)をそのまま街頭演説会

用腕章として使用することができることとされていますので、街頭演説用として交付されるのは、一候補者につき11枚です。この腕章を紛失又は破損した場合における再交付の手続については、標旗の紛失等の場合と同様です。

6. 街頭演説にポスターや立札等が使えるか。(法143条)

街頭演説をする場所で、その候補者の演説であることや、候補者の政見等を示すためにポスターや立札、ちょうちん及び看板の類を使用することができません。しかし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車にとりつけられているポスター、立札、看板の類については差し支えありません。

7. 街頭演説の場所では連呼できる。(法140条の2)

連呼は原則として禁止されていますが、街頭演説をする場合には、その場所で街頭演説の一部として連呼することは許されています。

8. 録音盤の使用もできる。(法164条の4)

街頭演説においても録音盤を使用して演説することができます。「演説者がその場所に止まり」ということから考えると矛盾するようですが、これは流し演説を禁止する趣旨であって、演説者が現にその場所にいることを要求するものではないと解されています。録音盤にはテープレコーダーを含み、また、録音盤の使用の際に広く通行人に聞こえるようにするため、拡声機を用いることは、それが法の制限内の拡声機、すなわち選挙管理委員会から交付された表示板を付けたものである限り差し支えありません。

9. 街頭演説は早朝及び夜間は禁止される。(法164条の6)

街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限って行うことができます。したがって、街頭演説の場所においてする連呼も当然にその時間中でなければできないことになります。

10. 街頭演説は、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければなりません。

11. 国、地方公共団体が所有し、管理する建物、病院、診療所、電車その他鉄道地内等では街頭演説はできません。(法166条)

Q 乗車用腕章を着用している運動員が街頭演説をしようとするときは、さらに、街頭演説用腕章を着用しなければなりませんか。

A その必要はありません。いずれか1つの腕章を着用すればよいです。

Q 街頭演説の標旗を掲げた場所で連呼を行うことができますか。

A できます。街頭演説の開催中においてのみ行うことができます。

# 選挙運動費用

## 20、収入支出

選挙運動の費用に関する規定を厳格に守るためには、若干の基礎的用語の意味を正確に理解しておかなければなりません。

### 1. 選挙運動に関する収入とは（法179条第1項）

収入とは、「金銭、物品、その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう」のであって、日常用いられている「収入」という意味より広い意味であることに注意しなければなりません。すなわち、

- ① 金銭の收受だけでなく、物品その他財産的価値のある物の收受あるいはそれらのものを利用する利益の享受も収入になります。例えば、自動車が無償で借りたとすれば、通常支払うべき借上料を支払わずに済む利益があり、その借上料相当額が収入となります。また、自動車そのものをもらったとすれば、その自動車の時価による代金が収入になります。拡声機や選挙事務所に使用する家屋を無料で借りた場合も同様に収入となります。
- ② 金銭や財産上の利益を現実に收受した場合だけでなく、その收受の承諾又は約束だけでも収入となります。

もちろんこの場合、その約束に基づいて現実に物や利益を受けたときに、さらに収入になるものではないことはいうまでもありません。

- ③ 選挙運動に関するという言葉の意味は、法律的にいうと難しくなりますが、要するに常識的にいって、選挙運動費用の支出の財源となるものをいうと考えてください。

### 2. 選挙運動に関する寄附とは（法179条第2項）

法第179条では、寄附をするものの立場から寄附の定義をしていますが、これを寄附を受ける者の立場から、つまり候補者あるいは出納責任者の立場から定義すれば、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの」とされています。つまり、寄附も、これを受ける者の立場からみれば、収入の一種にほかなりません。法が、このように収入のうち、寄附（寄附による収入）を区別したのは、寄附については、その寄附者の氏名を記入させ、寄附による運動資金の根源を選挙人に公開しようとする趣旨にほかなりません。

### 3. 選挙運動に関する支出とは（法179条第3項）

選挙運動費用に関する法の規制の目的は、その収入を明らかにすることもあります、主たる目的は、選挙運動に関する支出金額を制限し、また、その支出の具体的内容を届けさせて、これを選挙人に公開するところにあります。したがって、選挙運動に関する支出とは何を意味するかを、明確に認識しておかなければなりません、特に次に掲げる事項に注意しなければなりません。

- ① 法第179条によれば、支出とは、「金銭、物品、その他の財産上の利益の供与又は交付、もしくはその約束」をいうものとされており、日常用いられる「支出」という言葉より広い意味であることに注意を要します。

② 「選挙運動に関する支出」という場合の「選挙運動に関する」とは、選挙運動自体よりも広い意味で用いられています。

すなわち、立候補の準備行為や選挙の準備行為、例えば、選挙運動に従事する者同士の内部的な意見の連絡統一のための行為等は、選挙運動には入らないが、選挙運動に関するものとされるから、これらに要した経費は、原則として支出として計上しなければなりません。

③ 選挙運動費用と日常生活費の関係には難しい問題があります。例えば、候補者が自己の平素居住する家屋を選挙事務所にあてているときは、その家屋の時価による借上料相当額を支出の中に計上する必要はありません。また、飲食費についても、候補者の日常普通の飲食費は選挙運動費用には入りません。

④ 次に、支出には、金銭支出ばかりでなく財産的利益の消費も含まれることは、収入の場合と同様です。ただ、例えば、紙を購入すれば支出になりますが、これは、消費したときに再び支出として計上する必要のないことは、いうまでもありません。

ところが、選挙事務所を無料で借りて使用した場合等には、その使用料を時価に見積もった額を寄附として収入に計上すると同時に、支出にも計上しなければなりません。

⑤ 選挙運動用自動車を大破した場合における修繕費のように、特殊的な支出は選挙運動費用には加算されないこととされています。

Q 自己の預金を引き出し又は他人から借金して、これを選挙費用にあてた場合は、収入になりますか。

A 選挙運動に関する収入となります。

Q 陣中見舞は寄附として取り扱うべきですか。

A 寄附として取り扱わなければなりません。

Q 労務者の無償の労務の提供は寄附と認められますか。また、報酬を辞退した時はどうなりますか。

A 寄附として認められ、かつ支出となります。

Q 実費弁償を選挙運動員が受けない場合、実費弁償に相当する費用は、これを支出とすべきですか。

A 支出となり、かつ、寄附として取り扱わなければなりません。

Q 選挙事務所に電話を架設するために要した費用は、支出として計上すべきですか。

A 計上しなくてはなりません。

Q 財産上の義務負担をすることは、支出とみなされますか。

A 支出とみなされます。

## 21、出納責任者

### 1. 出納責任者とは

公職の候補者の選挙運動費用の収支について一切の責任を負うべき人が出納責任者であって、選挙運動の総括主宰者と車の両輪の関係にあり、費用面について全面的な責任と権

限を持っています。費用は出納責任者でなければ支出することはできません。原則として、出納責任者のほか何人も候補者のための選挙運動の費用を支出する権限を持たないのです。ただし、特殊の事情により次の場合は、出納責任者でなくとも支出することができます。

- ① 立候補準備のため要した費用の支出。これは、立候補前であるため、まだ出納責任者が選任されていないからです。
- ② 電話による選挙運動のための支出をする場合です。
- ③ 出納責任者から文書により承諾を得た者が支出する場合です。この承諾は、包括的ではいけないのであって、費目に分割して承諾することを要します。